

2022年3月4日

石狩湾新港管理組合管理者 鈴木 直道 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表
安田 秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）
後藤 言行（銭函海岸の自然を守る会）
在田 一則（一般社団法人北海道自然保護協会）

石狩湾新港洋上風力発電事業説明会開催について事業者への働きかけを求める要望書

2020年8月31日、当連絡会は、貴職に要望書「石狩湾新港洋上風力発電事業の中止を求める要望書」、「石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを求める要望書」、および「石狩湾新港と石狩湾一般海域での洋上風力発電事業反対署名」（第1次集約分2,488筆）を提出いたしました。石狩湾新港洋上風力発電事業については、石狩市・小樽市・札幌市手稲区および北区の広範囲の住民に健康影響が及ぶ危険性について警告するものでした。

合同会社グリーンパワー石狩による、(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価書および事業についての、住民に対する説明会（2020年7月18日、19日に予定）はCOVID-19感染拡大防止の観点から中止され、代表事業者である株式会社グリーンパワーインベストメントは、その代わりとして説明会で使用を予定していた資料を同社WEBサイトに掲載し、それへのQ&Aを2度実施しました。しかし、2度の同社からの回答書による説明は不十分で、当道民連絡会を含め同事業に危惧をいだく市民の方々も理解に至りませんでした。また、インターネット環境にない住民は置き去りになってしまいました。そこで、私たちは、対面での事業説明会の開催を求めて、2020年10月19日に「(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業の事業説明会開催を求める要望書」を合同会社グリーンパワー石狩および株式会社グリーンパワーインベストメントに送付しましたが、応じてもらえませんでした。

事業者は住民に説明がないまま、2020年7月、陸上での電線埋設工事を開始しました。今春には海域での工事が開始されると思われます。同様の港湾域に建設工事が進行している秋田県の秋田港と能代港の洋上風力発電工事では、大きな騒音が発生し周辺住民から苦情が出るなど問題が発生しています。同様のことが石狩湾新港でも起こるのか、そもそも、どのような工事をするのか、住民は知らないままです。そこで再度、対面での事業説明会の開催を求めて、別添の要望書を送付しました（2022年3月4日投函）。

今後20年間、事業を継続するのであれば、事業者は周辺住民に説明する責任があります。住民を無視したやり方に憤りを禁じ得ません。

私たちは、石狩湾新港の健全な管理を行う立場である港湾管理者である貴職に対し以下の要望をいたします。

記

1. 「石狩湾新港洋上風力発電施設の設置運営事業 公募要項・審査基準」(2015年4月 石狩湾新港管理組合)の「3.公募要件 (1)必須事項」には、「④地域における社会受容性への配慮 応募者は、自らの費用と責任において風力発電施設を設置することを念頭に、地域への理解を求める方策並びに地域住民・立地企業及び港湾利用者のための港湾アメニティへの配慮といった地域における社会受容性への配慮について、具体的に提案するものとする」とあり、事業者は地域の理解を求める方策を実践することが求められています。したがって、港湾区域での本事業について、地域住民等の意見・要望を汲み取り、事業者に対し事業説明会開催を促すことは、港湾管理者である貴職の重要な職務です。石狩新港港湾地区の占用を許可する立場にある港湾管理者である貴職にあっては、現在、国内では類を見ない大工事・大事業を前に、特に、今春から着工予定の工事について、地域住民が十分な納得・理解が得られように丁寧な事業説明会を対面で、石狩市と小樽市において開催するよう、本事業者に勧めてくださるよう要望いたします。
2. 事業説明会の周知は、少なくとも、石狩市及び小樽市の広報とホームページを活用し、多くの市民の目に触れるような配慮をするよう、本事業者に働きかけていただくことも求めます。

なお、この件につきまして、貴職のお考えや対応について、3月22日までに書面をもって下記宛にご回答くださるようお願いいたします。また、ご回答の責任の所在がわかるように担当者と連絡先(電話番号等)を明記していただくようお願いいたします。

送付先(事務局):

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田 秀子
〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目 307
電話:090-6211-1602 Fax:0133-74-6198
E-mail:h.yasuda1007@gaea.ocn.ne.jp